健康保険 未加入リスク
まとめ

Money Forward クラウド

※チェックリストに従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。
※あくまで参考としてご活用いただくことを想定している資料です。実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。
※当資料は、2025年5月時点の内容となっております。最新の情報はの資料等をご確認ください。

個人のリスク（国民健康保険）

■ 医療費の全額自己負担

国民健康保険（国保）未加入で医療機関にかかると、医療費は一旦全額自己負担となります。加入後に還付請求可能な場合もありますが、高額療養費制度は適用されず、高額な医療費が上限なく請求されるリスクがあります。

■ 保険料の遡及賦課と時効

国保未加入期間の保険料・税は、資格発生日に遡って請求されます。

項目	国民健康保険料	国民健康保険税
遡及賦課上限	最大2年度分（国民健康保険法第110条の2）	最大3年度分（地方税法）
徴収権時効	2年（国民健康保険法第110条）	5年（地方税法第18条）

■ 罰則等

届出義務違反	市町村は条例により10万円以下の過料を科すことが可能（国民健康保険法第127条第1項）。
不正な徴収免脱	市町村は条例により免脱額の最大5倍に相当する金額以下の過料を科すことが可能（国民健康保険法第127条第3項）。
滞納時の措置	督促状の送付、短期被保険者証や被保険者資格証明書の交付、保険給付の差止め（1年6ヶ月以上の滞納の場合）、財産差押えが行われることがあります。

© MoneyForward, Inc.

事業者のリスク（健康保険・厚生年金保険）

■ 罰則

法人の事業所や常時5人以上を使用する個人事業所（一部業種除く）は、健康保険・厚生年金保険への加入が義務です。未加入の場合、健康保険法第208条等に基づき、事業主には6ヶ月以下の懲役または50万円以下の罰金が科される可能性があります。

■ 保険料の遡及徴収と追徴金・延滞金

未納保険料は、最大過去2年分遡及して徴収されます。加えて、未納保険料の10%の追徴金が課され 、さらに延滞金も発生します。

■ 主な適用除外となる従業員

以下の場合等は適用除外とされますが、条件（ 例 雇用期間の超過）により加入義務が生じることがあります。

- 日々雇い入れられる者（1ヶ月を超えて継続して使用されるに至った場合を除く）
- 2ヶ月以内の期間を定めて使用される者（所定の期間を超えて使用されるに至った場合を除く）
- 季節的業務に4ヶ月以内の期間を定めて使用される者
- 臨時的事業の事業所において6ヶ月以内の期間を定めて使用される者

注 近年、短時間労働者に対する社会保険の適用は段階的に拡大されています。

© MoneyForward, Inc.